

市民農園利用規定

市民農園は、市民の皆様が作物を栽培し、土に親しんで収穫の喜びを味わい、農業に対する理解を深めていただくために設置した農園です。利用する際には、次の事項を守ってください。

記

- 1 利用者 利用を許可された方（許可書の交付を受けた人）
- 2 区画 1区画 〇〇㎡
- 3 期間 許可書発行日から令和 年 月 日（ ）まで
※ 利用期間終了後は、速やかに作物・園芸資材など片付けて下さい。
- 4 利用料 1年につき1区画〇〇〇〇円。

5 禁止事項

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 区画を転貸すること。
- (4) 樹木等を植えること。
- (5) 畑の土を持ち出すこと。
- (6) 近隣住民や他の利用者に支障を及ぼす恐れのある次の行為
 - ア 異臭の強い未熟堆肥等の使用
 - イ 飛散や臭気等の危被害を及ぼす農薬の使用
 - ウ 風紀を害し、衛生上支障を及ぼす行為
 - エ 大声や大きな作業音など騒音を発する行為
 - オ その他、近隣住民やほかの利用者との紛争の原因となる行為

*禁止事項を再三の注意にもかかわらず改善されないときは、利用許可を取消します。この場合、利用料は返金いたしませんので、ご注意ください。

6 その他、留意事項

- ・早朝の作業や会話は、近隣住民の迷惑とならぬよう、十分にご注意願います。
- ・借受者は、農園の利用に伴う地上権、耕作権その他一切の権利を有しません。
- ・水道の節水にご協力ください。
- ・区画内及び隣接する通路の除草にもご協力ください。また、収穫後の残渣や草等の処理については各農園のルールに従ってください。
- ・管理がされていない区画は、他の利用者への迷惑となるので、利用を放棄したものとみなし許可を取り消します。
- ・年度途中で利用を中止する場合は、開設者まで必ずご連絡下さい。なお、中途解約・取消しをした場合でも利用料は、返金しません。
- ・開設者の都合により廃園する場合には、6ヶ月の予告期間を設けるものとし、利用料については当該年度分のみ返金するものとします。
- ・その他、この規定に定めのない事項については、開設者と協議のうえ処理するものとします。